

特記仕様書

第1条

- 1 本特記仕様書は、令和3年度 広島高速5号線 温品 JCT 下部工事に適用する。
- 2 本工事の施工にあたっては、広島高速道路公社制定「土木工事共通仕様書」（令和3年10月）に基づき実施しなければならない。

第2条

本工事は、契約後VE対象工事である。詳細は、「土木工事共通仕様書 1-1-3-6 契約後 VE 工事」による。

第3条

土木工事共通仕様書に対する特記仕様事項は、以下のとおりとする。

1 品質証明について

本工事は、品質証明の対象工事である。

2 中間検査について

- (1) 本工事は、中間検査の対象工事とする。
- (2) 検査日は、別途監督員より連絡する。
- (3) 検査は、完成検査及び既済部分検査時に、工事場所で確認が難しいものを対象に実施する。詳細については、監督員より通知するものとする。

3 工期について

工期は、雨天・休日等（日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇の他、作業期間内の全土曜日を含む。）を含み、契約締結の日から令和6年1月31日とし、工期の設定にあたっては、以下のとおり見込んでいる。なお、以下に示す内容は、発注者が工期設定するための内容を示したものであり、工事の履行にあたっての実施工程については受注者の責任において定めるものとする。

| 項目 | 日数 | 備考 |
|--------|-----|----|
| 準備期間 | 40日 | |
| 後片付け期間 | 20日 | |
| 検査期間 | 13日 | |

4 情報共有システムについて

- (1) 本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。
- (2) 本工事で使用する情報共有システムは次とする。

広島県工事中情報共有システム

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html>

5 工事報告書（工事誌）について

受注者は、工事完了時に工事記録等を取りまとめて、工事報告書（工事誌）を作成し、監督員に提出しなければならない。なお、様式については、監督員から別途通知するものとする。

6 総合評価落札方式について

(1) 入札時の技術提案等の施工計画書への記載

受注者は、入札時の技術提案の履行にあたり、受注者が行う履行確認の方法・頻度等（以下「履行確認計画」という。）について監督員の確認を受けた後、工事着手前に提出する施工計画書に反映させるものとする。

ただし、落札者決定結果の通知時に「不採用」とした提案については対象外とする。

(2) 入札時の技術提案の履行確認及び検査

ア 受注者は、監督員が指示する時期に監督員による履行確認を受けなければならない。監督員による履行確認については、履行確認計画の内容を元に別途指示する。なお、監督員による履行確認については、土木工事共通仕様書 3-1-1-4「監督員による確認及び立会等」第1項から第5項の規定を準用する。

イ 受注者は、監督員が実施する履行確認の際に、完成時に不可視となる箇所の確認が十分できるように配慮するものとする。

ウ 受注者は、監督員が実施する履行確認に臨場しなければならない。なお、監督員は履行確認において、臨場を机上とすることができる。この場合、受注者は、施工記録や写真等の履行確認資料を整備し、監督員に提出しなければならない。

エ 受注者は、履行確認計画に基づく施工記録等（上記ウを含む）を履行確認資料として作成するとともに、完成検査時に提出し、検査員の検査を受けなければならない。

(3) 入札時の技術提案の変更

契約締結後に、条件変更等不可抗力な状況が発生したこと等により、入札時の技術提案に基づく施工ができないときは、監督員と協議すること。

(4) 入札時の技術提案の保護

入札時の技術提案については、その後の工事においてその内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。

(5) 責任の所在

発注者が適正と認めた入札時の技術提案における受注者の責任は、広島高速道路公社建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第1条第3項と同様とする。

(6) 実施上の留意事項

受注者の責により技術提案に記載された内容を満たす施工が行われなかった場合は、契約約款第44条（発注者の解除権）によるほか、次のとおりとする。なお、技術提案に記載された内容に対する履行状況が、特に悪質と認められる場合は指名停止の措置を行うことがある。

ア 受注者の責により、橋脚躯体コンクリートの品質・耐久性向上についての提案を遵守できない場合は、工事成績評定点を減点する。工事成績評定点の減点は、与えられた加算点と同じとする。

7 レディーミクストコンクリートの配合について

レディーミクストコンクリートの配合については下表のとおりとする。

| 設計基準 強度 (N/mm ²) | 粗骨材 最大寸法 (mm) | スランブ (cm) | 水セメント 比 (%以下) | 空気量 (%) | セメントの 種類 | 摘要 |
|------------------------------------|---------------------|--------------|---------------------|------------|-------------|--------------|
| 18 | 40 | 8 | 60 | 4.5±1.5 | 高炉B | 均しコンクリート |
| 24 | 20又は25 | 12 | 55 | 4.5±1.5 | 高炉B | 橋梁躯体 |
| 30 | 20又は25 | 12 | 55 | 4.5±1.5 | 高炉B | 橋梁躯体 杭頭処理 |

8 コンクリート構造物における型枠間固定部材（P コン等）の穴埋め補修について

穴埋めを行う材料及び施工方法について事前に監督員と協議し、施工計画書に記載すること。また、その履行について監督員に確認を受けること。履行確認の方法、頻度についても事前に監督員と協議すること。

9 仮設アンカーの撤去

工事を施工するためにコンクリート構造物に仮設アンカーを設置する場合は、その使用目的を達成した後、必ず撤去すること。

なお、完全に撤去できない場合は、鉄筋の最小かぶり厚より浅い位置にアンカー部材を残存させないこととし、残存させる部分については防錆処置を実施すること。

具体的な施工方法については、施工計画書に記載し、監督員へ提出すること。

10 低入札受注時における追加配置技術者

広島高速道路公社建設工事請負契約約款第47条の3第3項の規定により追加配置した技術者について、土木工事共通仕様書1-1-1-5（コリンプへの登録）により、工事実績情報システム（コリンプ）へ登録する場合には、追加配置した技術者は主任技術者として登録すること。

11 建設発生土

当該工事により発生する建設発生土は、公の関与する埋立地、建設発生土処分先一覧表（広島県）に掲載されている建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地（一時たい積を含む。）のいずれかに搬出するものとする。

なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、建設発生土処分先一覧表（広島県）に掲載されている建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地（一時たい積を含む。）への搬出が困難となった場合は、発注者と受注者が協議するものとする。

12 鋼管ソイルセメント杭について

(1) 鋼管ソイルセメント杭の施工は、現地盤中にセメントミルクを注入攪拌して、造成したソイルセメント柱と外面に突起（リブ）を有する鋼管が一体となるように築造する工法である。ソイルセメント柱を造成しながら同時に鋼管を沈設する（同時沈設）方法とソイルセメント柱を造成した後に鋼管を沈設する（後沈設）方法を対象とする。

(2) 本施工に用いる鋼管は、以下のとおりとする。

- ・外面突起（リブ）付鋼管の使用を標準とする。リブ付鋼管の材質・形状は、JIS A5525「鋼管くい」に規定するSKK400 およびSKK490 に準拠する。

- ・鋼管の先端部内面には、リブまたは付着金物を設けた鋼管を使用する。
 - ・施工上必要な付属品についても事前に加工を行う。
- (3) 本施工に用いる固化材は、以下のものを標準とする。
- ・高炉セメント (JIS R 5211)
- なお、必要に応じて普通ポルトランドセメント (JIS R 5210) や、泥炭や腐植土等の特殊土を含む場合等にはセメント系固化材等を用いる場合もある。
- (4) 本施工に用いる添加剤は、施工性を高める手段として、施工方法・施工条件・土質等に応じて、適宜選択し使用するものとする。
- (5) ソイルセメント柱の強度は、所要の強度を有するものとする。一般には表 1 を参考にしてよい。

表 1. ソイルセメント柱の一般的な一軸圧縮強度 q_u

| 杭の部位 | 土質 | q_u (N/mm ²) |
|------|-------|----------------------------|
| 杭一般部 | 砂質土 | 1.0 |
| | 粘性土 | 0.75 |
| 杭先端部 | 砂・砂レキ | 15 |

(q_u : 材令 28 日強度)

- (6) 本施工に用いるセメントミルクは、表 2 に示す標準的な配合を基本とする。

表 2. セメントミルクの標準的な配合例 (高炉セメント B 種) (原位置土 1m³ 当り)

| 部位 | 土質 | 固化材 C (kg) | ベントナイト・増粘剤 B (kg) | 水・固化材比 W/(B+C) (%) | 硬化遅延剤 固化材重量比 (%) |
|-----|-------|------------------|-------------------------|--------------------------|------------------------|
| 空掘部 | — | 150 | 適宜 | 100~150 | 0~5.0 |
| 一般部 | 砂質土 | 300~ | 〃 | 100~150 | 0~5.0 |
| | 粘性土 | 400 | | | |
| 先端部 | 砂・砂レキ | 1000 | 〃 | 60 | 0~1.0 |

杭先端部においては、ヘッド引上げ時に、500kg/m³ 相当のセメントミルクを注入する。

なお、杭一般部について室内配合試験を実施する場合は、ソイルセメントの必要強度と施工に適正な流動性を確保するように決定する。

- (7) 鋼管ソイルセメント杭の施工管理基準計画書を作成し監督員の承諾を得るものとする。
- (8) 受注者は、広島市環境局業務部産業廃棄物指導課に「建設汚泥自ら利用事業計画書」等を提出した場合は、「建設汚泥自ら利用事業計画書」, 「建設汚泥自ら利用事業計画確認通知書」, 及び「建設汚泥自ら利用終了報告書」の写しを監督員に提出すること。

13 遠隔地からの労働者確保について

- (1) 本工事は、「共通仮設費 (率分) のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の次に示す費用 (以下「実績変更対象費」という。) について、工事実施に当たって不足する技術者や

技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更を行う。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上げ費

(宿泊費、借上げ費については労働者確保に係るものに限る。)

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(2) 本工事における実績変更対象費の割合は次のとおりである。

ア 共通仮設費(率分)に占める実績変更対象費(労働者送迎費、宿泊費、借上げ費)の割合：17.81%

イ 現場管理費に占める実績変更対象費(募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用)：2.23%

(3) 受注者は、実績変更対象費の割合を参考にし、工事着手までに実施計画書(様式1)を作成し、監督職員に提出する。なお、実施計画書には根拠となる資料を添付すること。

(4) 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更が必要な場合は、実績報告書(様式2)及び実績変更対象費について実際に支払った全ての証明書類(領収書の写し、領収書の出ないものは金額の妥当性を証明する書類等。)を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

(5) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

(6) 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、土木工事標準積算基準書に基づき算出した額における実績変更対象費を差し引いた額を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。

(7) 受注者から提出された資料に疑義の申告があった場合については、法的措置及び指名除外等の措置を行う場合がある。

(8) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

14 遠隔地からの建設資材調達について

建設資材及び仮設材については、調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類(実際の取引伝票の写し等)を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

「調達地域等」とは、建設資材にあつては、広島県土木工事設計資材単価表で示す地区、又は地区の指定がない場合は広島県内をいい、仮設材にあつては、土木工事標準積算基準書(広島高速道路公社)第X編 参考資料 第2章 工事費の積算 1)間接工事費 1)-1 共通仮設費 1 運搬費 (4)リース器材の運搬で示す仮設材が所在すると推定される場所又は大手リース業者基地等をいう。

15 交通誘導警備員の配置について

交通誘導にあたって、「平成30年7月豪雨に伴う交通誘導警備員の配置に関する取扱いについて(https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/file/traffic_keibi.pdf参照)」によることとし、自家警備を行う場合は、交通誘導警備検定合格者(1級及び2級)、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有するもの、又は過去3年以内に広島県交通誘導員対策協議会が承認した団体((一社)広島県建設工業協会又は広島県建設業協会連合会)が実施する安全講習会を受講しているものを配置することとする。

なお、自家警備を行う場合の労務単価は設計変更の対象としない。

16 熱中症対策に資する現場管理費の補正について

本工事は、工事現場の熱中症対策に資する経費に関して、現場管理費の補正を行う工事である。

- (1) 工期（工事の始期日から工事の終期日までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。なお、検査期間13日、年末年始6日間（12月29日～1月3日）、夏季休暇3日間（国民の祝日である山の日次の日から土曜日、日曜日、振替休日を除く3日間とする。）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。）期間中の真夏日の状況に応じて、変更契約時に現場管理費の補正を行うものとする。
- (2) 真夏日とは、日最高気温が30度以上の日をいう。また、日最高暑さ指数（WBGT）が25度以上の日をいう。ただし、夜間工事のみの場合は、作業時間帯の最高気温または最高暑さ指数（WBGT）を対象とする。
- (3) 気温の計測箇所及び結果は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。
- (4) 受注者は、工事期間中における気温の計測箇所、用いる計測値及び計測期間（計測開始日、計測終了予定日）を明記した施工計画書を工事着手前に提出し、計測結果を工事完成時までに監督職員に提出すること。
- (5) 受注者は、計測終了日について、工事完成時までに監督職員と協議するものとする。
- (6) 積算方法は次のとおりとする。
 - ア 補正方法
 - (ア) 受注者より提出された計測結果の資料を基に、補正値を算出し現場管理費率に加算する。なお、現場管理費率の補正は「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」、「緊急工事の場合」及び本補正値を合計し、2%を上限とする。
 - (イ) 真夏日率＝工期期間中の真夏日÷工期
 - (ウ) 補正値（%）＝真夏日率×1.2
 - イ 補正値の計算結果は、パーセント表示で小数点3位を四捨五入して2位止めとする。
- (7) 受注者より、熱中症対策に資する現場管理費の補正が不要である旨の協議があった場合は、補正を行う工事から対象外とすることができる。
- (8) 検査職員から修補の指示があった場合、修補期間は対象外とする。

17 週休2日モデル（発注者指定型）について

本工事は週休2日モデル工事（発注者指定型）であり、「広島高速道路公社週休2日モデル工事試行要領」に基づき実施するものとする。

休日取得状況表の様式及び完成検査までに提出するアンケートは、広島高速道路公社のホームページの「技術管理」の「技術管理資料」に掲載している。

18 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る設計変更について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、次のとおり実施に努めること。
 - ア 「3つの密を避けるための手引き」の活用
各現場に配布し工事等の関係者に周知を図るとともに、作業所等で掲示を行う。
 - ・ <https://www.kantei.go.jp/jp/content/000062771.pdf>
 - イ 「建設現場の「三つの密」の回避等に向けた取組事例」の活用
各現場に配布し始業前の朝礼やKY活動等において工事等の関係者に周知を図る。
 - ・ http://chotatsu.pref.hiroshima.jp/file/kakudaibousi_5.pdf

※ 各現場での対策事例については、Twitter や Facebook 等の SNS 活用により普及・展開に努めてください。

例) 「#建設現場の3密対策」を付けたツイートが行われるよう同ハッシュタグを周知する等

(2) 上述の1を参考に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施することにより追加費用が発生する場合は、実施計画書(様式3)により監督職員(調査職員)と事前に協議を行い、必要と認められる対策については変更施工計画書(変更業務計画書)を提出する。

なお、必要と認められる対策については、設計変更の対象とする。

(3) 最終精算変更時点においては、実際に履行したことがわかる全ての証明書類(領収書の写し、領収書の出ないものは金額の妥当性を証明する書類等)及び実績報告書(様式4)を監督職員に提出する。

(4) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名除外等の措置を行う場合がある。

(5) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議すること。

19 法定外の労災保険の付保について

(1) 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

(2) 受注者は、広島高速道路公社建設工事請負契約約款第48条に基づき、法定外の労災保険の契約締結したときは、その証券又はこれに代わるものを速やかに監督職員に提示しなければならない。

(3) 法定外の労災保険は、政府の労働災害補償保険とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とするものであり、(公財)建設業福祉共済団、(一社)建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、(一社)全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法に基づいて契約を締結しているものとする。

20 架空線の防護管に要する費用の取扱いについて

工事区域上空の架空線の防護管に要する必要性については、現在、見込んでいない。ただし、架空線等事故防止対策簡易ゲートに要する費用については、安全費として共通仮設費率に含んでいる。

架空線に近接した工事の施工に当たって、架空線管理者又は防護線施工会社(以下、「架空線管理者等」という)との協議により、架空線管理者等から防護管に要する費用負担を求められた場合、工事打合せ簿により監督職員と協議し、設計変更の対象とする。

設計変更の対象として認められる場合は、架空線管理者等からの見積書を提出すること。

なお、広島高速道路公社の占有物件となっているNTTケーブルの防護管取付に係る費用はNTT負担とし、受注者が支払うことは要しない。

21 主任技術者又は現場代理人の兼務制限の緩和について

主任技術者又は現場代理人の兼務件数等については、別添(主任技術者又は現場代理人の兼務制限の緩和について)のとおりとする。

22 監理技術者の専任の緩和について

監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者を専任で置いた場合、特例監理技術者の兼務を認めることとする。(2 工事現場)

監理技術者を補佐する者は、政令28条第1項で、「国土交通大臣が定める要件に該当するもの」とし、

①一級の第一次検定に合格した者(一級技士補)

※法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者であること(主任技術者有資格者)

②法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者

兼務できる工事現場の範囲は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場への巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲とする。

23 疑義について

設計図書、特記仕様書、契約書等に明記されていない事項または疑義の生じた事項については、監督員と協議して決定するものとする。

様式 1

実績変更対象費に関する実施計画書

| 費目 | | 費用 | 内容 | 計画計上額 |
|-------|-------|-------------------|---|-------|
| 共通仮設費 | 営繕費 | 借上費 | 労働者宿舍等の敷地借上げに要する地代及び労働者宿舍等を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用 | |
| | | 宿泊費 | 労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用 | |
| | | 労働者送迎費 | 労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む） | |
| | 小計 | | | |
| 現場管理費 | 労務管理費 | 募集及び解散に要する費用 | 労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当 | |
| | | 賃金以外の食事、通勤等に要する費用 | 労働者の早出、残業時の食事費（事業主負担分）、食事補助費 労働者の住宅から、会社又は工事現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当 | |
| | 小計 | | | |
| 合計 | | | | |

※費用は、全て税抜価格とする。

様式2

実績変更対象費に関する実績報告書

| 費目 | | 費用 | 内容 | 計画計上額 | 実績計上額 | 差額 |
|-----------|-----------|-------------------|---|-------|-------|----|
| 共通 仮設費 | 営繕費 | 借上費 | 労働者宿舎等の敷地借上げに要する地代及び労働者宿舎等を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用 | | | |
| | | 宿泊費 | 労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用 | | | |
| | | 労働者送迎費 | 労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む） | | | |
| | 小計 | | | | | |
| 現場 管理費 | 労務 管理費 | 募集及び解散に要する費用 | 労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当 | | | |
| | | 賃金以外の食事、通勤等に要する費用 | 労働者の早出、残業時の食事費（事業主負担分）、食事補助費 労働者の住宅から、会社又は工事現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当 | | | |
| | 小計 | | | | | |
| 合計 | | | | | | |

※費用は、全て税抜価格とする。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る実施計画書

| 費目 | 具体的な取組内容 | 金額（税抜） |
|-------|---------------------------------------|--------|
| 共通仮設費 | 例) 労働者宿舎での密集を避けるための、宿泊施設の宿泊・交通 | |
| | 例) 現場事務所や労働者宿舎等の拡張・借地 | |
| | | |
| | | |
| 現場管理費 | 例) 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース提供 | |
| | 例) 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース提供 | |
| | 例) テレビ会議等のための機材活用 | |
| | | |

ア テレビ会議等のための機材費については、財産とならないようリース料として計上すること。

イ 購入費用として計上可能なものは、マスクや消毒液等の消耗品とする。

ウ 遠隔地から労働者を確保する場合に要する費用と本対策に要する費用は分けて集計すること。

エ 本対策に要する費用は、「遠隔地からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について」の簡素化及び明確化について（令和2年2月17日 お知らせ

https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/file/enkakuchi_oshirase.pdf）を参考に計上すること。

例：宿泊施設に宿泊する場合は素泊まりとする等。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る実績報告書

| 費目 | 具体的な取組内容 | 金額（税抜） |
|-------|---------------------------------------|--------|
| 共通仮設費 | 例) 労働者宿舎での密集を避けるための、宿泊施設の宿泊・交通 | |
| | 例) 現場事務所や労働者宿舎等の拡張・借地 | |
| | | |
| | | |
| 現場管理費 | 例) 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース提供 | |
| | 例) 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース提供 | |
| | 例) テレビ会議等のための機材活用 | |
| | | |

ア テレビ会議等のための機材費については、財産とならないようリース料として計上すること。

イ 購入費用として計上可能なものは、マスクや消毒液等の消耗品とする。

ウ 遠隔地から労働者を確保する場合に要する費用と本対策に要する費用は分けて集計すること。

エ 本対策に要する費用は、「遠隔地からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について」の簡素化及び明確化について（令和2年2月17日 お知らせ

https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/file/enkakuchi_oshirase.pdf）を参考に計上すること。

例：宿泊施設に宿泊する場合は素泊まりとする等。

主任技術者又は現場代理人の兼務制限の緩和について

- (1) 主任技術者又は現場代理人の兼務の件数については次表のとおりとし、他に配置されている工事とこれから配置しようとする工事が以下の条件を満たす場合に限り、兼務を認める。
- (2) 3,500万円以上の主任技術者等（主任技術者及び現場代理人）は、県・市（広島県及び広島市）発注の災害復旧工事を含む場合、密接な関係(※1)があり、全ての工事箇所の間隔が15km程度以内の公共工事であれば3件まで兼務を認める。
- (3) 兼務制限の件数は、最終的に配置される工事件数（主任技術者又は現場代理人として配置されている工事（主任技術者と現場代理人を兼務している場合も含む。）を1件とする。）の合計であり、兼務する全ての工事が表中の適用金額未満であることを要する。

| 主任技術者 | | 現場代理人 | |
|--------------|--|--------------|--|
| 請負対象設計金額(税込) | 兼務制限 | 請負対象設計金額(税込) | 兼務制限 |
| 8,000万円 | 兼務不可 《緩和》 3件以内 ○県市発注の災害復旧工事と密接な関係(※1)があり、全ての工事箇所の間隔が15km程度以内の公共工事に限り3件以内 | 8,000万円 | 兼務不可 《緩和》 3件以内 ○県市発注の災害復旧工事と密接な関係(※1)があり、全ての工事箇所の間隔が15km程度以内の公共工事に限り3件以内 |
| | 兼務不可 《緩和》 3件以内 ○県市発注の災害復旧工事と密接な関係(※1)があり、全ての工事箇所の間隔が15km程度以内の公共工事に限り3件以内 | | 兼務不可 《緩和》 3件以内 ○県市発注の災害復旧工事と密接な関係(※1)があり、全ての工事箇所の間隔が15km程度以内の公共工事に限り3件以内 |
| 3,500万円 | 兼務不可 《緩和》 5件以内 ○同一市町内(※2)の工事(※3)に限る | 3,500万円 | 兼務不可 《緩和》 5件以内 ○同一市町内(※2)の工事(※3)に限る |
| | 兼務制限なし | | 兼務制限なし |

- ※1 密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合を含む）をいう。
- ※2 安芸郡4町については同一市町内として取り扱う。
- ※3 工事には、公共工事以外の工事も含む。
- ※4 低入札工事において専任での配置が必要となった低入札技術者については、兼務制限の緩和の対象外とする。

工事の施行に起因する地盤変動等により生じた建物等の損害等に
係る事務処理に関する特記仕様書

- 1 広島高速道路公社建設工事請負契約約款第28条第1項及び第2項の規定に基づく工事の施行に伴い第三者に対して損害等を及ぼした場合並びに第三者に対する損害等の発生が予想される場合の事務処理については、以下に定めるところによるものとする。
 - (1) 受注者は、工事の施行に伴い損害等の発生が予想される区域について検討し、監督員と協議すること。また、監督員の指示があった場合は、工事の着手に先立ち建物等（建物その他工作物）その他必要事項の実態を調査（以下「事前調査」という。）するものとする。
 - (2) 前号の事前調査は、地盤変動影響調査算定要領及び、用地調査等業務委託共通仕様書（令和3年7月広島高速道路公社）、測量業務共通仕様書（令和3年10月広島高速道路公社）に基づく方法により行うものとし、その結果について事前調査報告書等を作成して監督員に提出するものとする。なお、作成方法については監督員の承諾を得るものとする。
 - (3) 事前調査の範囲は、掘削等の工法又は土留工法及び土質等により影響部を検討し、監督員と協議するものとする。
 - (4) 事前調査は、当該調査等に関する資格又は経験を有する者に行わせるものとし、調査の担当者については、監督員の承認を受けるものとする。なお、調査の担当者は用地調査等業務委託共通仕様書の管理技術者と同等の資格を有する者とする。
 - (5) 受注者は、起業地の周辺地域の建物等の所有者又は使用貸借若しくは賃貸借による権利に基づき建物等を使用する者（以下「使用者」という。）から地盤変動等による建物等の損害等（以下単に「地盤変動等による損害等」という。）の発生への申し出があったときは、直ちに当該損害等の調査、確認等を行うとともに損害等発生報告書を監督員に提出するものとする。
 - (6) 受注者は、前号の地盤変動等による損害等の発生への申し出があった場合には、損害等と工事との因果関係調査及び事前調査事項に対応する調査要領に基づく調査（以下「事後調査」という。）を行い、広島高速道路公社建設工事請負契約約款第28条第1項ただし書きの公社の責に帰すべき事由及び同条第2項の不可避の理由によるものと考えられる場合においては、これを立証する資料を作成し、監督員に提出するものとする。なお、事後調査及び上記資料作成に要する費用は受注者負担とする。
 - (7) 事後調査は、当該調査等に関する資格又は経験を有する者に行わせるものとし、調査の担当者については、監督員の承認を受けるものとする。なお、調査の担当者は用地調査等業務委託共通仕様書の管理技術者と同等の資格を有する者とする。
 - (8) 監督員は、受注者から第6号による資料が提出された場合には、その資料について公社内での査定を受け、その結果を受注者に通知するものとする。
 - (9) 受注者は、損害等の増大防止等のために必要があると認めるときは、応急措置を講ずるとともに遅滞なく応急措置報告書を監督員に提出するものとする。
 - (10) 損害等の発生の原因が、受注者以外の者が施工する工事と複合していると認められる場合は、監督員の指示に基づき、他の工事の施行者と対応についての協議を進めるものとする。
- 2 この特記仕様書に記載のない事項並びに実務における運用については、必要に応じて本公社と受注者において協議するものとする。

事前調査に係る特記仕様書

1 成果物の提出（○印のついたものを適用する。）

(1) 調査業務（別記様式5 成果品一覧表を参考とする）

| | | |
|---|----------|--|
| | 木造建物調査 | 関係調書一式 （「敷地内に存する工作物並びに排水設備等調査」は木造建物等の調査に準じる。） |
| | 木造特殊建物調査 | |
| ○ | 非木造建物調査 | |
| | 区分所有建物調査 | |
| | 権利者調査 | 関係書類一式 |
| ○ | 写真 | 写真, 写真方向写真 |
| ○ | その他 | 水準測量 |

(2) 成果物提出部数

本業務の成果物は、用地調査等業務委託共通仕様書第17条第3項によらず、原図：各1部、複写：各2部、電子媒体：各1部を提出すること。

ただし、調査職員からの指示のあった成果物については、原図1部、複写1部とする。

注：電子媒体については、調査職員と協議のうえ、納品すること。写真については、デジタルカメラ対応改ざん防止SDカードおよび現像写真2部。

2 特記事項（委託条件、その他）

- (1) 本工事に伴う事前調査は、建物等の所有者の立会いのもとに行い、建物等事業損事前確認書（別記様式）に署名（又は記名）押印をもとめるものとする。
- (2) 用地調査等業務委託共通仕様書の調査職員は監督員に読み替えるものとする。
- (3) 水準測量の対象範囲について、監督員と協議して決定するものとする。
- (4) 本仕様書に記載のない事項については、「地盤変動影響調査算定要領」「用地調査等業務委託共通仕様書（令和3年7月）」広島高速道路公社、「測量業務共通仕様書（令和3年10月）」広島高速道路公社に基づき実施するものとし、業務実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議し、その指示を受けた上で業務を実施すること。

(別記様式5)

成 果 物 一 覧 表

| | 項目 | 内容 | |
|---|----------|--|--|
| 1 | 調査区域位置図 | ① 工事の工区単位ごとに作成する。 ② 調査区域と工事箇所を合わせて表示する。 | 縮尺 1/5,000～1/10,000 |
| 2 | 調査区域平面図 | ① 工事の工区単位または調査単位ごとに作成する。 ② 調査区域内の建物の配置を示すものとし、調査番号を記入し、建物の構造別に色分けで表示する。 | 縮尺 1/500～1/1,000 木造 赤色 非木造 緑色 |
| 3 | 建物等調査一覧表 | ① 工事の工区単位または調査単位ごとに作成する。 ② 調査番号の順に建物等の所在地、所有者及び建物等の概要等必要な事項を記載する。 | |
| 4 | 建物等調査書 | ① 敷地は一敷地ごと、建物は棟別に作成する。 ② 調査番号、建物の配置図、立面図、平面図、屋根伏図、基礎伏図、展開図、その他の調査図、工作物の調査図、写真作成位置図を作成する。 (写真撮影が困難な箇所又は詳細な図面を作成することが適当と認められる箇所の図面) ③ 建物等平面図を用い、水準測量の計測地点を記載した図面を作成する。併せて、建物等の計測に使用した基準点図面(使用計測点位置図)を作成する。 | 縮尺 1/100～ |
| 5 | 損傷調査書 | ① 敷地は一敷地ごと、建物は棟別に作成する。 ② 調査番号、建物の概要、名称(室名)、損傷種類、損傷状況を記入する。 | |
| 6 | 写真帳 | ① 敷地は一敷地ごと、建物は棟別に撮影し、編てつする。 ② 調査番号、対象箇所の必要事項を記入する。 ③ 水準測量は、計測点ごとに撮影する。 ④ 撮影は原則デジタル撮影とし、改ざん防止SDカードを使用すること。 ア デジタル撮影の使用については、調査職員の指示に従うこと。 イ 工事用アルバムA4版(市販品)程度のものにファイルする。 ウ SDカードは、建物等のごとに整理し、SDカードホルダーにファイルし、サムネイルを添付する。 エ ファイル名と図面の撮影番号の対応表を添付する。 | |

(別記様式6)

建物等事業損事前調査確認書

| | | | |
|--|-----------------------------------|-------|----------|
| 調査番号 | | 調査年月日 | 令和 年 月 日 |
| 建物名称 | | | |
| 建物所在地 | | | |
| 建物所有者 住所 | | | |
| 建物所有者 氏名 <small>(法人の名称及び代表者の氏名)</small> | | | |
| 建物構造・用途 | | | |
| 調査発注者 | 広島市東区温品一丁目8-23 広島高速道路公社 建設部建設課 | | |
| 調査受注者 | | | |
| <p>上記建物等調査について、調査内容を確認しました。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>確認者氏名</p> <p style="text-align: right;">④</p> <hr/> | | | |

土 木 工 事 施 工 条 件

| 明 示 項 目 | 明 示 事 項 | | | | |
|---------------------------|---|------|-----|---------------------------|---|
| 工程関係 | <p>(施工時間帯) 本工事は、8時から17時での施工を見込んでいる。 ただし、時間帯の変更が必要となった場合は監督員と協議すること。</p> <p>(工事中用進入路) 主要地方道広島中島線より進入する場合は、広島市道路交通局街路課が管理する用地を通行することとなるため、関連する他事業と十分協議調整の上、利用すること。</p> <p>(他工事との調整) 関連する他事業と十分協議調整の上、相互協力して工事を円滑に施工すること。 関連する他事業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">工事名</th> <th style="width: 30%;">発注者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度 広島高速5号線温品 JCT 鋼上部工事</td> <td>広島高速道路公社</td> </tr> </tbody> </table> <p>本工事の後、令和6年2月から上部工の架設を予定しているため、令和6年1月の完了を予定している。</p> <p>(壁高欄撤去工) 壁高欄撤去工は、「令和3年度 広島高速5号線温品 JCT 鋼上部工事」と関連するため、施工時期については、監督員と事前に協議すること。</p> | 工事名 | 発注者 | 令和3年度 広島高速5号線温品 JCT 鋼上部工事 | 広島高速道路公社 |
| 工事名 | 発注者 | | | | |
| 令和3年度 広島高速5号線温品 JCT 鋼上部工事 | 広島高速道路公社 | | | | |
| 安全対策関係 | <p>(交通誘導員) 交通誘導員Bは、施工時に工事車両等の誘導のため、中山 P1 橋脚側の出入り口に1日あたり1名、CP4 橋脚側の出入り口に1日あたり2名、中山 P1 橋脚側進入路整備の施工時に歩行者等の誘導のため、1日あたり2名の配置を見込んでいる。 ただし、現場の実情や地元及び関係機関との協議等により変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。</p> | | | | |
| 建設副産物関係 | <p>(建設発生土) 本工事で発生する建設発生土については、橋脚躯体等の構造物の埋戻工に流用するものとする。 現場内流用以外の建設発生土については、下記の受入施設に搬出することとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 45%;">受入施設</th> <th style="width: 55%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広島県建設発生土処分先一覧表に掲載されている施設</td> <td>広島市東区福田町字厚朴 718-1 の株式会社パズルハウス福田土砂埋立処分場（片道運搬距離7.0 km）に搬出するように見込んでいるが、「株式会社パズルハウス福田土砂埋立処分場」以外の中間処理の許可を有する再資源化施設に搬出することを妨げるものではない。</td> </tr> </tbody> </table> | 受入施設 | 備 考 | 広島県建設発生土処分先一覧表に掲載されている施設 | 広島市東区福田町字厚朴 718-1 の株式会社パズルハウス福田土砂埋立処分場（片道運搬距離7.0 km）に搬出するように見込んでいるが、「株式会社パズルハウス福田土砂埋立処分場」以外の中間処理の許可を有する再資源化施設に搬出することを妨げるものではない。 |
| 受入施設 | 備 考 | | | | |
| 広島県建設発生土処分先一覧表に掲載されている施設 | 広島市東区福田町字厚朴 718-1 の株式会社パズルハウス福田土砂埋立処分場（片道運搬距離7.0 km）に搬出するように見込んでいるが、「株式会社パズルハウス福田土砂埋立処分場」以外の中間処理の許可を有する再資源化施設に搬出することを妨げるものではない。 | | | | |

(アスファルト殻)

本工事で発生するアスファルト殻については、下記の受入施設に搬出することとする。

| 受入施設 | 備 考 |
|----------------------------|---|
| 産業廃棄物処分場の中間処理の許可を有する再資源化施設 | 東広島市西条町上三永 348-14 の有限会社トラスト（片道運搬距離 38.6 km）に搬出するように見込んでいるが、「有限会社トラスト」以外の中間処理の許可を有する再資源化施設に搬出することを妨げるものではない。 |

(コンクリート殻)

本工事で発生するコンクリート殻については、下記の受入施設に搬出することとする。

| 受入施設 | 備 考 |
|----------------------------|--|
| 産業廃棄物処分場の中間処理の許可を有する再資源化施設 | 広島市南区出島 2 丁目 12 番 13 号の株式会社河崎マテリアル出島工場（片道運搬距離 9.8 km）に搬出するように見込んでいるが、「株式会社河崎マテリアル出島工場」以外の中間処理の許可を有する再資源化施設に搬出することを妨げるものではない。 |

(建設汚泥の自ら利用)

本工事の鋼管ソイルセメント杭施工に伴い発生する建設汚泥は、橋脚の埋戻材として流用すること。

施工に伴う建設汚泥の数量の増減については設計変更の対象としない。

なお、埋戻材として流用する建設汚泥の処理方法及び建設汚泥処理物の品質等は次表のとおりとする。

| 項目 | 内容 |
|----------------------|--|
| 建設汚泥の発生工法 | 鋼管ソイルセメント杭工法 |
| 建設汚泥の処理方法 | 中間処理場所：工事現場内 中間処理方法：天日乾燥 |
| 建設汚泥処理物の品質基準 | 第 2 種処理土（コーン指数 800kN/m ² 以上） コーン指数試験方法：JISA1228 に準拠※ ※試料は処理土を一旦ときほぐし 9.5 mmふるいを通過させたものとする。 コーン指数試験頻度：1 日の処理量が 200 m ³ を超える場合、200 m ³ ごとに 1 回、200 m ³ 以下の場合 1 日に 1 回 |
| 建設汚泥処理物の生活環境保全安全上の基準 | 試験項目： 環境基本法に基づく土壌の汚染に係る環境基準（溶出量基準）及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質（含有量基準） 試験方法： 平成 3 年環境庁告示第 46 号及び平成 15 年環境庁告示第 19 号に示された測定方法 試験頻度： 1000 m ³ ごとに 1 回 |

| <p>公害関係</p> | <p>(公害発生の抑制) 施工にあたっては、振動規制法・騒音規制法に基づき作業を実施すること。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|--|--------|-------|----|---------|---|-----|---------|--|-----|-----|---|------|------|-----|--------|
| <p>仮設関係</p> | <p>(鋼矢板) 中山P 1 橋脚において、市道及び近接建物等への影響を抑制するため、自立式鋼矢板土留めを見込んでいるが、工法を指定するものではない。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>その他</p> | <p>(排水構造物工) 集水桝の復旧については、撤去した既設部材を一部流用することとしている。再利用できない場合については、別途協議とする。</p> <p>(調査費用) 施工ヤード整備後の地耐力確認として、平板載荷試験（100kN 以内）を1 橋脚あたり2 箇所見込んでいる。 また、コンクリート削孔の際に鉄筋位置を確認するための調査として、鉄筋探査を1 箇所あたり 0.625 m²（0.25m×0.25m）見込んでいる。 なお、その他必要と認められる調査費については、設計変更の対象とする。</p> <p>(事前調査)</p> <p>(1) 調査対象建物の範囲は、フーチング端部を結んだ線から 40mと している。ただし、調査対象建物については、建物所有者等との 協議により変更する場合があるため、詳細については監督員と協 議すること。</p> <p>(2) 本工事における事前調査は、次の数量を見込んでいる。また、 事前調査に係る特記仕様書によること。請負者において次の数量 によらず自主的に調査を行う場合についても、事前調査に係る特 記仕様書によること。調査に先立ち対象とする建物については、 監督員と協議すること。</p> <table border="1" data-bbox="603 1518 1412 1780"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規模・規格</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非木造建 物イ</td> <td>2,000 m²以上 3,000 m²未満</td> <td>1 棟</td> </tr> <tr> <td>非木造建 物イ</td> <td>15,000 m²以上 21,000 m²未 満</td> <td>1 棟</td> </tr> <tr> <td>工作物</td> <td>3,000 m²以上 5,000 m²未満</td> <td>2 箇所</td> </tr> <tr> <td>水準測量</td> <td>4 級</td> <td>0.95km</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 本工事の施工完了後、事前調査と同様な事後調査を行い、建物 への影響の有無を確認の上、建物所有者への調査結果の説明及び 確認を行うこと。詳細については監督員と協議すること。</p> <p>なお、事前調査の対象とする範囲については、「高速 5 号線下部工 事（温品 JCT）」において、事前調査及び事後調査を実施している。</p> | 区分 | 規模・規格 | 数量 | 非木造建 物イ | 2,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満 | 1 棟 | 非木造建 物イ | 15,000 m ² 以上 21,000 m ² 未 満 | 1 棟 | 工作物 | 3,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満 | 2 箇所 | 水準測量 | 4 級 | 0.95km |
| 区分 | 規模・規格 | 数量 | | | | | | | | | | | | | | |
| 非木造建 物イ | 2,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満 | 1 棟 | | | | | | | | | | | | | | |
| 非木造建 物イ | 15,000 m ² 以上 21,000 m ² 未 満 | 1 棟 | | | | | | | | | | | | | | |
| 工作物 | 3,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満 | 2 箇所 | | | | | | | | | | | | | | |
| 水準測量 | 4 級 | 0.95km | | | | | | | | | | | | | | |

(水替)

本工事の施工にあたり作業時排水の水替ポンプ及び臨時排水下水道使用料を見込んでいる。

- ・規格：水中ポンプ、口径 150 mm
- ・揚程：15m
- ・台数：5 台
- ・排水量：40,565 m³

(積算)

○ 適用積算基準書

- ・ 土木工事標準積算基準書（広島高速道路公社 令和3年8月）

○ 適用単価世代

- ・ 令和4年3月

(貸与品)

貸与資料は次のとおりとする。その他資料が必要な場合は、監督員と協議の上、貸与するものとする。

- ・ 高速5号線温品地区橋梁概略設計その他業務 成果品
- ・ 高速5号線下部工事（温品 JCT） 成果品